

2026年3月25日

社会医療法人 松涛会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職場における活躍を積極的に支援し、性別に関係なく働きやすい職場環境を整えるための計画を以下の通りとします。

※2016年10月9日に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表の場が「両立支援のひろば（一般事業主行動計画公表サイト）」から本データベースに移動しました（2016年10月9日より前の掲載日、更新日は「両立支援のひろば（一般事業主行動計画公表サイト）」で何らかの公表がなされた日時を表示しています）。

計画期間：2026年4月1日～2031年3月31日

○管理職の割合を男性35.7%、女性64.3%の現状から、女性の管理職の割合を70%以上を目標とする。

<取組開始時期>

2021年4月1日から

女性の幹部職員の中途採用ならびに在職職員の適正にあわせ、キャリアアップを図る。

○残業時間の年間平均時間：男性40:47時間、女性28:20時間の現状から年間平均時間を男性30:00時間、女性20:00時間以下を目標とする。

<取組開始時期>

2026年4月1日から

介護事業所では生産性向上対策、病院等では業務改善等により、残業時間短縮を行う。